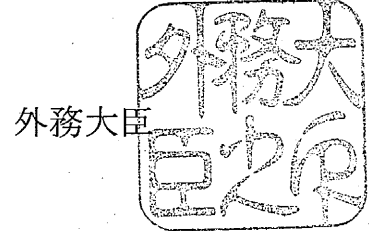


様



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 開示を求められた行政文書の名称等
行政文書名：無償資金協力／対韓国（財産請求権実施）
作成者：外務省 経済協力局 無償資金協力課
作成時期：1973年11月8日
- 2 開示請求番号 2021-00529
- 3 開示請求受付日 令和 3年 9月13日

- ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に外務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- ※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 東京地方裁判所

[備考]

今回の開示決定等通知は最終決定ではなく、今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

以上

1	行政文書の名称等： 経済総合政策の発表 (第1969号)
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：20円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：20円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)